

平成25年8月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 吉 村 悟  
平成25年(ネ)第175号 損害賠償請求控訴事件 (原審・釧路地方裁判所平成23  
年(ワ)第112号)

口頭弁論終結の日 平成25年6月17日

判 決

北海道標津郡中標津町

控 訴 人 木 村 富 士 子

札幌市中央区北3条西6丁目

被 控 訴 人 北 海 道

代 表 者 知 事 高 橋 は る み

訴訟代理人弁護士 齋 藤 隆 広

指 定 代 理 人 尾 崎 貢

同 山 川 義 仁

同 柴 田 昌 則

同 井 下 田 賢 一

同 原 口 貴 大

同 佐 藤 将 史

同 田 畑 匡 康

同 鉢 呂 孝 史

同 齋 藤 敦

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円及びこれに対する平成11年10月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

1 本件は、控訴人が、北海道釧路方面弟子屈警察署（以下「弟子屈警察署」という。）所属の警察官（以下「弟子屈署員」という。）らが控訴人の長男を殺害し、殺害の事実を隠ぺいするために交通事故を偽装するなどした行為が国家賠償法上違法な行為であり、それによって控訴人の長男殺害犯人に対する損害賠償請求権が侵害されて損害が発生したと主張して、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害金の内10万円及びこれに対する不法行為後である平成11年10月25日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、弟子屈署員らが交通事故を偽装したことや、控訴人の長男の殺害に関与したことを認めることはできないと判断して、控訴人の請求を棄却した。控訴人がこれを不服として控訴を提起した。

2 前提事実、争点及び当事者の主張は、原判決書2頁13行目の「死亡した」の次に「(甲32)」を加えるほかは、原判決書「事実及び理由」欄の第2の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

## 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の本件請求は棄却するのが相当であると判断するが、その理由は、原判決書「事実及び理由」欄の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴理由に鑑み付言する。

(1) 控訴人は、当審において、死体見分調書添付の写真(写し)やその他の写真を証拠(甲50, 53)として提出し、これによれば、亡悟の肩、背中、足に打撲痕が認められ、亡悟が警棒で撲殺されたと推認される旨主張する。しかしながら、確かに、上記各写真によれば、亡悟の肩、背中、脛脛に赤く浮き上がったような部

分があることは認められるけれども、控訴人が原審において提出した医師上野正彦作成の鑑定書（甲36）においても、死体見分調書添付の写真9枚を検討した上で、亡悟の背面の死斑の出現が軽度であると認める旨の記載（5頁）や、臀部と下腿部下方の死斑の色調について検討した記載（8頁）はあるが、亡悟の肩、背中、足に打撲痕がある旨の指摘は全くないことからすると、上記赤く浮き上がったような部分が打撲痕であると認めることはできず、他に亡悟の肩、背中、足に打撲痕があると認めるに足りる証拠はないから、亡悟が警棒で撲殺されたと推認される旨の控訴人の主張は採用できない。

(2) その他、控訴人はるる主張し、当審において、上記遺体の写真の以外にも証拠を提出するが、これらに原審における控訴人の主張及び提出証拠の全てを併せ考慮しても、弟子屈署員らが、亡悟を殺害し、それを隠ぺいするために交通事故を偽装するなどしたことを認めることはできない。

3 よって、控訴人の本件請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 山 崎 勉

裁判官 馬 場 純 夫

裁判官 湯 川 克 彦



これは正本である。

平成25年8月9日

札幌高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 吉村 悟

